

第1回出雲市消防団改革推進委員会 議事録

日 時 令和3年8月4日(水) 10:00~12:00

場 所 出雲市役所 3階庁議室

出席者 委 員 (五十音順)

石飛 孝夫	出雲市消防団 副団長
大場 利信	出雲市議会議員
小村 貞雄	出雲地域自治協会連絡協議会 会長
亀滝 和利	元出雲市消防団 副団長
佐藤 康弘	JAしまね出雲地区本部 企画総務部総務課長
高橋 義孝	斐川地域自治協会連合会 会長
錦織 孝司	出雲市消防団 今市分団 分団長
平井 孝弥	出雲市消防長
本郷 創也	出雲市消防団 平田第4方面隊 方面隊長
水師 幸夫	大社地域自治協会連合会 会長
森山 賢次	出雲市防災安全部 防災安全課長
森山 靖夫	元出雲市消防長
森脇都多江	出雲市男女共同参画センター 所長
山岡 尚	出雲商工会議所 専務理事

助言者 (リモート出席)

永田 尚三	関西大学社会安全学部 教授
-------	---------------

事務局

竹田 豊	出雲市消防本部 消防次長兼警防課長
手銭 俊貴	出雲市消防本部 警防課主査
安田 竜二	出雲市消防本部 警防課消防団係長
岡本 讓	出雲市消防本部 警防課消防団係主任
田和 学	出雲市消防本部 警防課消防団係

(事務局)

皆さま、おはようございます。定刻より若干早いですが、委員の皆さま、全員お揃いでございますので、只今から、第1回出雲市消防団改革推進委員会を開会させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、本委員会事務局の、出雲市消防本部警防課の手銭と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、ご列席の皆さまの他に本委員会の助言者である、関西大学社会安全学部教授の永田尚三先生が、リモートで参加されております。なお、永田教授におかれましては、所要のため本日は11時までの参加となります。

また、皆様方のお手元に本委員会の委員及び助言者名簿をお配りしておりますが、本日、中尾委員が都合により欠席されておられますのでお知らせいたします。

なお、本委員会は、議事録作成のため、録音をさせていただきますので、予めご了承ください。

それでは、開会にあたりまして、出雲市長 飯塚俊之よりご挨拶を申し上げます。市長、お願いします。

1. 市長挨拶

(飯塚市長)

皆さんおはようございます。出雲市長の飯塚俊之でございます。本日は皆様方には、大変お忙しい中、こうしてご参集いただきましてありがとうございます。

また平素から出雲市政全般にわたりまして、様々なところで、大変にご協力をいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

私は施政方針で、安全安心のまちづくりについて消防団組織の活性化を図り、地域防災力の活性化につなげるため、消防団に関する検討組織を立ち上げることを表明し、本日、ここに出雲市消防団改革推進委員会を設置したところでございます。

委員の皆様方には、就任のお願いをいたしましたところ、こうして、快くご承諾をいただきまして、心より感謝申し上げる次第でございます。

消防団は、隊員動員力、即時対応力、また地域密着性を有し、地域の安全安心を確保するために果たす役割は極めて大きいものであります。また災害のみならず、地域、住民の日常的な防災に関する学習や訓練などの地域防災力の底上げに向けた取り組みにおいても、消防団は大きな役割を担っていらっしゃいます。

先般の大雨被害、7日の出雲市北部、10日の出雲市南部で大変大きな大雨になり被害も出たところでございますが、出雲市では初めて、全団員招集を行わせていただきました。

各地域で孤立者の救助をはじめ、家屋への浸水防止や、河川越水に対する土のう積み、避難誘導など、市民の生命と財産を守るために、本当に大きなご協力をいただいたところでございます。1週間にわたる長い期間でありましたので、その間、水防活動にご尽力いただきましたこと、感謝申し上げます。

非常に多くの河川、また農業施設の被害、農地の被害など、大変多く出ておまして、これからその復旧、応急対策にしっかりと取り組んで参りたいと思っておりますけれども、幸いと申しますか、人的被害がなかったのは、皆様方のそうした、ご努力のお陰であると思っております。

改めて消防団が、地域の防災力に役立っておられるということを実感したところでござ

いますし、私も、途中、現地確認に参りましたときに、鳶巣地区でありましたが、地元の消防団の方が懸命に作業していらっしゃいました。また地元だけではなく、近隣の消防団の方も駆けつけて応援をしておられるところを確認し、本当にありがたいと思ったところでもあります。

そのように地域にとって欠くことのできない消防団でありますし、この度、本当に大きな存在であるということが改めてわかったところでございますが、少子高齢化など、社会情勢による団員のなり手不足等々が深刻化している状況でございます。そのほか、先ほど言いました社会情勢によって、一つずつ解決をしていく問題もあるところでございまして、今回それぞれの立場から、皆様方には、これらを解決すべくご意見を賜り、出雲市消防団の改革に必要な様々な事柄につきまして、ぜひ建設的なご意見を頂戴したいので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

2. 委員及び助言者の紹介

(事務局)

委嘱書及び辞令書の交付につきまして、本来であれば委員の皆様方に直接手渡しで交付すべきではありますが、限られた時間の中で議論をしていただきたいことや、コロナ禍の感染防止の観点から、皆様のお手元に配布させていただきましたのでご了承ください。

続きまして、委員の紹介については、お一人ずつ自己紹介をお願いします。お手元にお配りしております委員及び助言者名簿の順に、マイクを回しますので、着座のままで自己紹介をお願いしたいと思います。

【各委員からの挨拶】

(事務局)

委員の皆さま、ありがとうございました。

続きまして、本委員会の助言者の紹介です。関西大学の永田尚三教授です。

永田教授におかれましては、長年、防災行政、消防行政、危機管理行政の研究を専門とされ、消防団の現状と課題、消防団の加入促進についての取り組みなど、これらの研究についての第一人者であり、このたび本委員会の助言者を引き受けていただき、大変心強く思っております。

それでは、永田教授から自己紹介を頂きます。よろしく申し上げます。

(助言者：永田教授)

おはようございます。本日は地元から（Web で）参加させていただきました。また、大変恐縮ですけど、今集中講義をしている最中で、申し訳ございませんが1時間で退室させ

ていただきたいと思います。以後、このようなことのないようにさせていただきたいと思
います。今後ともよろしくお願いいたします。

私は先ほどご紹介いただいたように、消防行政、或いは消防団の研究をしておりますが、
ぜひとも、この出雲市のケースもこれを機会に一緒に勉強させていただいて、少しでも良い
消防団の体制というものを、今後考えていけたらと思っております。どうぞよろしくお願
いいたします。

(事務局)

永田教授、ありがとうございます。

なお、本委員会の事務局は、消防本部警防課が務めさせていただきますので、よろしくお
願いいたします

3. 委員長の選出、副委員長の指名

(事務局)

続きまして、委員長の選出をお願いします。出雲市消防団改革推進委員会設置要綱第4条
第2項の規定により、委員長は委員の互選により定めることとしております。どなたか立
候補又は推薦はありますでしょうか。

(A 委員)

消防団は、火災のときは消防団。先日の大雨等になりますと水防団という両方の職を持っ
ております。その面においても、水防は出雲市の防災安全部が持っておりまして、防災安全
部のことも理解し、消防業務のことも詳しいといえ、今ここでご出席の森山靖夫さんが一
番適任者じゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

(事務局)

A 委員から、森山靖夫委員を委員長にという提案を頂きました。ほかにご意見はあります
でしょうか。

【意見なし】

そうしますと、森山靖夫委員が委員長ということでよろしければ、拍手をお願いいたしま
す。(各委員承認)

それでは森山靖夫委員に委員長を務めていただくということで承認を頂きました。よろ
しくお願いいたします。

次に副委員長ですが、要綱に基づき委員長の指名する委員となっておりますので、委員長
からご指名を頂きたいと思えます。

(森山委員)

それでは委員の中において、消防団の活動実務について非常に長い経験をお持ちであります元出雲市消防団副団長の亀滝委員にぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

つきましては、委員長指名となりますので、亀滝委員どうかよろしくお願いいたします。

(亀滝委員)

わかりました。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、出雲市消防団改革推進委員会委員長を森山靖夫委員、副委員長を亀滝委員で決定いたします。

4. 諮問書の交付

(事務局)

続きまして、出雲市長から諮問書の交付を行います。森山委員長、前の方へお進みください。

【飯塚市長から森山委員長へ、諮問書の交付】

それでは、このあと議事に移りたいと思いますが、市長については、ここで退席させていただきます。

(飯塚市長)

先ほどご挨拶を十分できませんでしたけど、永田先生におかれましても、ご助言の方、どうぞよろしくお願いいたします。

(助言者：永田教授)

こちらこそよろしくお願いいたします。

【市長退席】

(事務局)

委員長、副委員長は、委員長席、副委員長席へ移動願います。

そうしますと、まず、本日の資料の確認を行います。

皆様のお手元にレジュメ及び助言者名簿があります。その他に事務局からの説明資料である出雲市消防団改革推進委員会と書いてあるもの。もう一つが出雲市消防団現況と書いてある資料があります。あと、この青い大きなファイル、こちらの方を皆さんに配布させていただいております。これらにつきましては、皆さんに、今後、ご持参いただくという形になりますが、開いていただくと、まず基本資料というものが綴っております。そして、青いインデックスをめくっていただきますと次回の検討資料、後ほど資料の中身についても説明いたしますが、こういった形で次回の検討資料も綴っております。今後、会議の都度、資料を配布いたしますので、綴っていただくことをお願いいたします。

それでは議事に入る前に、委員長、副委員長よりご挨拶を、よろしくお願いいたします。

(委員長)

失礼いたします。重要な委員会の委員長の任につくことになりまして、庁議室が久しぶりだということもありますけど、大変緊張をしております。

先ほど A 委員から推薦いただいたわけですが、確かに消防長として勤務する前は、防災安全管理監ということで、防災行政に携わることがありまして、両方知っていると言われると重荷だなというところがございます。

消防団を取り巻く諸課題、大変重要な課題がたくさんございます。必ずしもすべてが容易に解決できるわけではなく、非常に難しい問題も多くあると思いますが、皆様方からの積極的、活発なご意見を、ぜひ頂戴しながら、また永田先生のご助言を頂戴しながら、消防団の将来のために或いは、ひいては出雲市民のために、ぜひ良い議論を取りまとめていきますように、微力ではございますが努力して参りたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

(副委員長)

あらためて皆さんおはようございます。先ほど委員長からご指名いただきました、この委員の副委員長をせよということがございます。

私も、昭和 58 年 1 月 1 日に乙立分団へ入団いたしまして、それから 36 年余りほど、消防団員をさせていただきました。委員長の邪魔にならないように、進められたらいいなというふうに思っております。また永田先生にもよろしくお願い申し上げ、挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

(事務局)

そうしますと、これより議事に入りたいと思います。これからの進行は委員長にお願いいたします。よろしくお願い致します。

5. 議事

(1) 委員会の目的と検討事項について

(委員長)

それでは次第に従いまして、議事進行して参りたいと思います。まず議事の1件目の、「ア 委員会の目的と検討事項について」ということになっておりますが、このことについて事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

皆さんおはようございます。私は、本委員会の事務局をしております、出雲市消防本部警防課長を兼ねまして消防次長の竹田と申します。本日は、大変お忙しい中、本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それと、私の他にスクリーンに映っておりますけど、消防団公式マスコットキャラクターの「いずもり君」と申します。あわせて、よろしく願いいたします。それでは、先ほど市長から諮問がありました内容についてご説明いたしたいと思っております。

【事務局から説明】

◆資料：出雲市消防団改革推進委員会

(2) 出雲市消防団の現況について

【事務局から説明】

◆資料：出雲市消防団現況

(助言者)

説明を拝聴させていただいておりました、非常に興味深いというかですね、消防団というのは非常にその地域によって多様性があるのですが、この出雲市の消防団、どのようになっているのか、今日、説明を伺いながら非常に興味深く伺っておりました。

また、私が退席した後の部分もビデオを撮っておられるみたいなので、見せていただき、次回の2回目の審議会がおそらく非常に重要な審議になるのではないかと考えております。少し勉強させていただきまして、次回は、フルタイムで参加させていただいて、いろいろ発言させていただけたらと考えております。何卒よろしく願いいたします。次回以降は必ずフルタイムで参加させていただきたいと考えております。ぜひ、私も勉強させていただいて、先ほど市長にも建設的な提言が欲しいというふうに言われていましたので、そういう実態に伴った現実的な改革案を提言させていただけるような形で、お手伝いさせていただくことができたらと考えております。よろしく願いいたします。それでは今日はこれで失礼させていただきます。【助言者退席】

(3) 質疑応答

(委員長)

消防団の歴史から、出雲市、方面におきます組織の状況、現勢、消防団の勢力図等について具体的にご説明いただいたところです。ご説明いただいた内容について、お尋ねのある方がありましたら、お願いいたします。

(B 委員)

消防団活動状況のところ、件数、出場人数が書いてありますが、分団ごと何人出場されたかというのわかりますか。

(事務局)

調べると分かりますが、今すぐは回答できません。次回、その資料は用意します。

(委員長)

私から少しお尋ねというかお願いになりますが、皆さんご承知かもしれませんが、消防団活動状況の中で火災出場ということで、件数と出場人数が上がっております。予備知識が皆さんおありでしたら、今更かもしれませんが、この火災出場における実際の消防団の活動内容について少し説明いただけませんかでしょうか。

(事務局)

まず、消防団の火災出動でございます。現在ですが、まず火災があった場合に、火災現場を管轄する分団に出場指令がメール配信されるようになっております。

その他火災というのがあったりしますが、例えば草が燃えたりとかが、その他火災となります。そういった火災では常備消防で十分対応可能だということでもありますし、昔はどこでも、極端な話、すべての火災に消防団員が出場していたことがありますけれど、それだと消防団員の負担になる。仕事を抜け出して、行ってみたら草が燃えていて、もう消えていた。そういった負担を軽減させてあげるということもありまして、現在のところは、その分団の管轄されるところでも、建物火災、または林野火災に出場しています。

建物火災、林野火災が発生した時は常備消防が出場すると同時に、消防団にメール配信し、出場していただくという形になっています。ただ、その他の火災は出場されなくてよいとは言っておりますが、自分で火災を覚知されることがあります。そういった場合はもちろん出場をしていただいております。自己覚知ということで、やはりそれは目の前で燃えているのに消防団が出ないという訳にはいきません。それからもちろん同じ草が燃えていても広範囲に拡がることもあり、常備消防だけではということもあります。

林野火災になりますと、水の確保が難しい時がございます。そうなった時には、やはりど

うしても消防団のお力を借りることがあります。常備消防だけでは対応できない時には、消防団員に出させていただきたいというのが火災出場というところになります。

(委員長)

ありがとうございます。それと合わせてもう1点ですが、7月に豪雨災害があったわけですが、こういった水防については水防組織法ということで所掌が防災安全課の方に移ると思うのですが、資料の消防団活動状況の中には、水防活動、消防本部じゃなくて防災行政側の活動内容は入っておりますか。

(事務局)

これには、水防を除くと書かれていまして、消防本部としては、先ほどありましたように、管轄が少し縦割り行政ということになりますが、防災安全課というか、ほぼ消防団の出場状況には入っておりません。

(委員長)

水防部門での状況について、まとまった資料があれば、追って提出いただけたらと思いますがいかがですか。

(C 委員)

現在、水防活動については各分団に、出場者数等の報告をいただいている最中ですので、また内容については、次回ご報告できると思います。

(委員長)

ありがとうございますよろしく願いいたします。私からは以上です。皆様他に何かご質問等ございませんのでしょうか。

(D 委員)

地域において、いわゆる常備消防と消防団というのは、車の両輪だと思っています。常備消防についての組織の説明がないように思うのですが、今何人おられて、どこに何人いるとか、そういうのが資料として欲しいと思います。

同時にもう一つ。私設消防がありますね。私設の消防団は一部斐川にもあるのですが、私設は私が設ける消防ですが、これが今、何組織あって、何人おられるのか。この人たちも当該地域においての需要を担っておられまして、そのあたりの資料が欲しいと思います。

(委員長)

それは企業等で消防隊を組織してらっしゃるような場合のこと言うのでしょうか。私設

消防団の場合ですか。

(D 委員)

例えば、斐川では歴史的な背景がありまして、旧地主さんとかですね、その地域の方が守るといふ、その地域で作られたものですね。そういうのがまだ名残的にあります。

(委員長)

事務局よろしいでしょうか。常備についての組織体制についての資料を求められました。それから斐川における私設消防の状態についても同様のお尋ねです。

(事務局)

消防協力組織について、把握しているもので資料を作らせていただきます。斐川の私設消防団は独自なところがありますので、そちらは別に資料を提出させていただきたいと思っております。

(委員長)

他によろしいでしょうか。

(E 委員)

先ほど消防団の活動で消火活動のところ、説明がございましたが、それだけではなく、その消火が終わった後の、次の現場検証までの現場の管理、再燃しないような管理ということも、消防団の活動としてはやっておりますので、そこは地域の住民の安心を守る上では非常に大切な活動であると思っておりますので、それをプラスしていただきたいと思っております。

(委員長)

事務局の方から、実際に建物火災や林野火災には出場指令が出るという説明がありました。先ほどE委員からも再燃防止活動について言及してくれといったことがありますので、事務局から実際の火災出場における消防団の実際の業務、再燃防止も含めて、一通り説明いただけませんか。

(事務局)

まず、火災が発生した場合、まず常備消防、それから先ほど言いましたように、管轄の消防団(分団)に対して出場指令が出ます。やはり常備消防が現場に到着するのが早いので消火活動を行います。その後どのぐらいの時間で消防団来られるかというのは、今後調べてみないと分かりませんが、少し遅れて消防団が来られます。その時に、常備消防の指揮隊長がいます。そこと、分団長または分団長を代理される方と協議されて、消防団に対してどのよ

うな活動をしていただくという指示があります。その時の火災の状況によって、もちろん常備消防の手が足りないときには、延焼防止を目的として放水をする、いわゆる火災戦術を行うこともあると思います。

もちろん残火処理ということで、再燃をしないように、水で徹底的に叩きます。これは数時間かかります。火を消すことは比較的1時間ぐらいで消えますけれども、次、燃えないようにするという心配は非常に我々にとっては怖いところであります。まず、数時間かかります。これに関して常備消防もやりますが、消防団の方にもやっていただきます。

次に、完全に鎮火したとなりますと、火災原因調査を行います。その火災について、何が原因で火災が起こったかという調査を行います。そうした場合に、火災原因と関係ない、邪魔なもの、燃えてしまったものを除去しながら行います。その時に、人手が必要です。そういった時に消防団の方にも協力いただいて、燃えたものを退けながら、少しずつ掘りながら、その火災を原因の究明を進めます。それが数時間あるいは半日、普通で半日かかります。場合によっては2、3日ということもあろうかと思いますが、基本的には半日はかかる。そういったところも消防団の方にはお世話になっております。

火災が夜間に発生した場合、火災原因調査というのが、やはり明るい時にしかできません。夜に火災が発生し、消火し、数時間して残火もなくなり、火災原因調査を明朝に行うことがあります。そうすると、夜間、消防団の方に見ていただいております。例えば、夜の9時から出場されて鎮火したら、明朝9時から火災原因調査を行うこととなると、その間、火の番をしていただいております。消防団の皆さんには、そういった業務があります。

火災に関してご説明いたしますと、そういった活動が消防団の方にはあります。

(委員長)

ありがとうございます。活動内容についての具体的な説明いただきましたが、E委員、こういったことでよろしかったでしょうか。(E委員了承)

(委員長)

火災出場として件数だけで上げてしまいますと、何件となってしまう訳ですが、先ほどご意見ありましたように、例えば、冬季の夜間の建物火災というようなことになると、非常に寒い中、長時間にわたって再燃防止のための見張りといった大変過酷な業務に従事していただくこととなります。このあたりの実態がわからないですね、件数だけでは、実際の活動の負担感といったものが、委員の皆様にご理解いただけないかと思っております。今後またいろいろご資料等を提供いただきたいと思います。その活動実態の幹の部分についても、できましたらご説明をいただきますように私からお願いいたします。よろしいでしょうか。

(事務局)

では特に火災時の活動については、一連の流れの資料も提示させていただきます。

(委員長)

それでは、同様に水防についてもということでございますので、よろしくご承知ください。活動状況を踏まえて一通りのご説明をいただいたと思います。委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

(A 委員)

ただいま協議してもらっていますように消防団は、消火活動というのは当然なことです。先般のように、時間雨量 50 ミリぐらい降った時は、水防活動があるわけです。これは地区災害対策本部が各コミセンにあります。そこからの緊急な要請があったら、消防本部へ照会をかけていくわけですが、先般の雨なんかでも、7月7日は、大社、平田に非常に水害がありました。12日の場合は多伎、佐田、湖陵、乙立、朝山、稗原の方に水害が多かった。ということは、出雲市 624 平方キロメートルあるわけですが、雨による災害は地域ごとに非常に差があるわけですね。そのときに、市長が消防団に出動をかけるという以前に、地区災害対策本部が一番事情を知っていますから。正確な情報をいち早く市の本部へ上げていかなければなりません。先般の 12 日の段階で消防団も出動しましたが、地区から、市道の水が庭に入ってきて非常に危ないと、市民が市役所に電話しました。その人が市役所に電話したら、「命に別状がなかったら、とりあえず 2 階に居てください。」とか、「大丈夫です。」と言われたらしく、命に別状があるかないかは結果論でして、現場が分からない人が判断することじゃないのです。だから、あくまでも地区のことは地区でないとわかりません。それともう一つ、河川の水位が非常に上がって、危ないようだが大丈夫ですか？と言って、コミセン、行政センターに地域から住民の方が来られました。避難指示が出ているから来られた。行政センター及び地区災対のトップの人にもよく判断できない、大丈夫かどうか判断できないことがあった。その時、消防団が返答をされました。その辺のことは、分団長が地区のことを詳しく知っていますから、「大丈夫です。」とすぐ言ったのです。その住民の人がすぐに安心されて帰られました。それは地区全体を見ているからわかることで、河川の幅が狭くなると水位が上がり、広がると下がりますね。狭くなったところに住んでおられる方は恐怖感にかられる訳です。ということは、熱海の水害があつて、それを動画で見られますから、皆さん恐怖感があるわけです。命の別状とかではなく、皆さん恐怖感なのです。その時に消防の方が対応すると、やはり現地で顔が見えるものですから、安心されるわけです。つまり、すぐに土嚢を積むとか、とりあえず命に別状ないとか、やはり地元消防団が一番活躍しなくてはいけないと思っております。

(委員長)

ご意見ありがとうございました。まさにおっしゃる通りだと思います。地区災害対策本部が立ち上がる、或いは出雲市に災害対策本部が立ち上がる、実はそれ以前から地区の要請を

受けて消防団が独自に動き始められるということは多々あることでして、指揮命令系統だけで動いているわけではないですし、その地元に密着した中で、市民の大変頼りになる部分を担っていただいているのは事実だと思います。ありがとうございました。

他いかがでしょうか。

(F 委員)

今日は初回ということでございますので、私どものようにその地域に携わっている中で意見というか所感です。消防団の重要性はもちろん、誰もが認識しているところでありますが、例えば消防団は自薦他薦、或いは自治会推薦等方法はありますけれども、消防団に入る、入らないとか、加入するとかしないとかってというようなことで、実は自治会脱退であるとかですね、或いは自治会の中で、そのことによって非常にもめるといふかですね、そういう事態に陥っておりまして、先ほどありました充足率も含めて、この団員不足というのが顕著になっておりますし、そのイメージとして、消防団に入るということに対して、非常に重たいイメージになっております。

反面、消防団員の方に聞きますと、非常にやりがいとか、或いはいろんな情報共有とか、そういったことで、非常に高い認識を持っておられる方もあります。入ることはためらう。入ればなかなか良い、こういうところになっておりまして、やはり全体の要因として思うのは、消防に対する非常に重たいイメージがあって、例えば組織そのものも、いろんな指揮命令系統はあるかもわかりませんが、例えばもう少しこの近代的なそのあり方とか、運営とか、そういうことにはならないだろうか。

それから、非常になんていうか、消防団が先の歴史もありましたけども、他方では今時代も変わりまして、先ほど言いました常備というか或いは広域消防組織が非常に整備されてきた。だけど考え方とか組織っていうのは、旧態依然としたものが実はありはしないかと。そのギャップが今の方、特に若手に整理されないといいか、認識されなくて、非常に重たいイメージに繋がり、入りたがらない。そういうことになっていないだろうか。

それから、昔はやはり自作自営とか、家にいる方がほとんどで多かったですから、大なる障害もあまり少なかったかもわかりませんが、やはり昨今はこれほど、勤労者ってものがもう当たり前ですから、もう少し踏み込んで、団員の方々の例えば所属する企業に対して、もう少し手厚い、色々なその仕掛け、或いは市町から直接、例えば何かそういった表彰制度っていうか、或いは理解を求めながら、そのメッセージを送るとかですね。市あげて応援体制をとらないと、時代とともに変化していることに、実はこの消防組織ってのが、ついていないのではないかっていうのは、まあ、少し大げさな言い方かもしれませんが、感ずるところです。そういった背景の中で改革ということがついた消防の論議をするわけですから、私が言いましたようなことをこれから突き詰めて、一つ改革となれば、嬉しいというのがまず、冒頭のところでございます。

それから団員の皆さんというか、或いは入るといふ人になんが一番障害かというのと、やはり

一番に挙げるのは、操法訓練っていうか、操法大会っていうか、特に斐川地域はずっと出ているようなところありまして、これらの資料もあるとよいです。今後の中で、例えばそういう操法大会ってのが、どういう仕掛けで、どういう団員がどれだけ出て、どのような形になっているのかという資料もぜひいただいて、検討にして、本当に何が問題なのか検討したい。操法というのは大変重要で、それが一つの礎になっていると思うのですが、私のような素人から見ると、夜の10時、11時まで、例えばホースを延ばす人はそれだけを極めなければなりません。一生懸命それだけやるということで、逆にその消防団員として、総合的な、例えばその水を出すためのいろんな初動の知識だったりするものとのバランスが崩れて、その大会参加のための操法になっているのではないのか。そういうことも、根本的に見直していかないと、今の時代の若い人達の方々に対する理解を求める消防団の団員募集ということには繋がっていかないではないかというふうに思いますので、一言申し上げます。以上です。

(委員長)

ご意見ありがとうございます。

何点かご指摘いただきました。歴史的な流れがあるだけに、そういった歴史にこだわりがあって、組織体制が古いのではないかといったご指摘もありました。もう少しその辺を近代化しなければならないだろうし、企業としての配慮、企業への配慮も要るだろうと。さらに操法訓練のことについてもご指摘いただいたところでもあります。ご指摘の事柄すべて、おそらくこの委員会の中で取り扱っていくべき内容だと思っておりますので、議論そのものについてはとりあえず議論の順序がどうもあるようでした、まずは報酬手当を先に行い、それを一応まとめた上で、消防団組織の将来のあり方という中で、組織体制、操法も含めて議論を深めていきたいと思っております。そのあたりのところで、また私も含めて実際に操法等について感じておられるところを、率直に意見を出していただいて、どんなあり方がふさわしいのか、どうしたら消防団がもっと入りたくなるのかといったあたり、意見をしていきたいと考えております。私から以上です。

(B 委員)

次回、手当について触れられるということで事前にお聞きしたいのですが、年手当とか出場手当の支払い方法はどうなっていますか。個人直接とか、それとも団経由で支払いしているかというのを知りたいです。

(事務局)

手当の支払い方法ですが、現在出雲市では、分団経由で支払っております。個人払いではないということです。

(B 委員)

分団に支払った後のお金の流れは、わからないということですね。

(事務局)

調査はしておりますが、そこから個人に払われるのが少ないというところです。

(G 委員)

地元の状況を聞いておりますのでお話ししますと、おっしゃいますように、支払われたものが、分団に入るようです。ですから、分団によっては一切各団員に支払っていないところもあります。分団で何かあるときに応じて渡すということで、個人的にその都度は支払っていない、こういうふうに聞いております。

(B 委員)

団員個人に、年手当とか出場手当が入ってこないということですか。

(G 委員)

そういうことになりますね。ということは分団ですべて賄うという格好でございます。出場手当が 3,700 円ですが、あなたは出たから 3,700 円で、出場してない人には 3,700 円はやらんというわけではなく、そういうことのないように、何人分かの手当が入ってくれば、それを全体の何十人かで平等に使うという格好になる。

(B 委員)

何に使われるのですか。

(G 委員)

いろいろある。団結のための懇親。

団員が言うのですが、お金のためにはやってないというふうに言っております。お金の問題ではないと。何で一番悩んでいるかと聞くと、自分らは仕事を持っているところで出場するが、それに対して事業主がどう思っているのかを、非常に心配しております。その時、自分らが出たいと言うと、本当親身に思って事業主が OK を出してくれるのか。私が話を聞いた分団長は、たまたま元消防の方が上司で、行けということをおっしゃってくれるということですが、本人とすれば、従業員が少ない中で 1 人や 2 人抜けると、他の人に迷惑かかるというふうに言っておりますね。一番悩んでいるのはそういうことではございました。ということはやはり、そういう分団員を雇っているような事業主に対しては、何らかの、例えば、減税とか、そういうような対応をしてあげれば、ある程度事業主さんも納得していただける、

そういうことも委員会で検討していただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。

整理させていただきます。2つの事柄についてご意見が出ておりまして、一つは手当の支払いの仕方でございます。これについては国の方から、来年度当初から報酬や出場手当を考えるとと言ったことが既に出てきておりまして、その方向性としても、基本的には個人払いを原則とするのではないかというふうなことが、国から示されているようです。ただ、従来のケースも経緯もございますので、これについてはこの委員会の中で、どういうあり方がふさわしいかについて、議論をお願いしたいと思っております。

それからもう1点、G委員さんの方から、ご意見がありました、企業様の立場、企業さんの中というよりも、その団員が職場に対してどうしても活動に遠慮があること。そのことについて企業さんのモチベーションを向上させる意味からも企業にとって、団員さんが出場していくことについて何らかのメリットがないといけないのではないかとということがございました。このことについても、協力企業への消防団としてのあり方、或いは行政としてのあり方といった課題だと思っております、この委員会の中で、できるだけ議論して参りたいと考えております。そういった方向性でよろしいでしょうか。事務局のご意見を申し上げます。

(事務局)

先ほど委員長からありましたとおり、個人払いの方向で動き出しております。これは全国的な問題でございまして、国から個人払いにするよう通知があっており、これに向けて動き出しているところです。ただ、先ほどお話がありましたように、直接個人に支給していくのですが、それ以外でも問題になっているのが、先ほどの分団の運営費がなくなること、それと分団員が心配しているのが幽霊団員の問題です。要は、年手当だけをもらって活動には出て来ないという、そういうところも問題になっていくのではないかと予想しています。

(委員長)

様々な問題が累積している感がありますが、そういう支払い方法も含めた、費用報酬等に関する議論を次回のところでは具体を積まなければならないのですが、例えば先ほどお話がありました、消防庁からの通知なり何なり具体的には、どういった通知が出ておりますでしょうか。そういった次回の議論に向かっての説明をお願いしたいのですが。

(事務局)

【事務局から説明】

◆資料：消防団員の報酬等の基準の策定等について（報酬・手当資料 P.1）

〔令和3年4月13日付消防地第171号 消防庁長官通知〕

〔主な内容〕

- ・年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。
- ・出勤報酬の額は、災害（水火災・地震等）に関する出勤については1日あたり8,000円を標準額とする。災害以外の出勤については、出勤の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。
- ・報酬、費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。
- ・報酬等の基準は、令和4年4月1日（金）からの適用となるため、今年度中に条例改正や予算措置を行っていただきたい。

◆資料：出雲市消防団規則 別表第5 報酬及び費用弁償支給額表（基本資料 P.16）

◆資料：出雲市消防団の業務及び費用弁償に関する要綱 別表第2

（手当・報酬資料 P.12）

〔主な内容〕

- ・出雲市消防団の現行の年額報酬

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額報酬(円)	70,000	50,000	38,000	29,000	25,000	22,000	17,500

- ・出雲市消防団の現行の出場手当

消火活動		火災現場における警戒		訓練	その他
1回4時間	3,700円	1回8時間	3,700円	1回	1回
以後4時間毎に回数加算		以後8時間毎に回数加算		3,700円	3,700円

（委員長）

ありがとうございました。一点確認したいのですが、国からのこうした要請なり何なりを受けて、県内他市の消防団においても、見直しがされていくのだらうと思いますが、方向性として、この国の基準に適合するような方向で動いているのでしょうか、現状を確認させていただきます。

（事務局）

まず、先般の新聞に掲載されておりましたが、松江市は、同じような委員会を立ち上げております。それから、今年度、警防課長会の方でも議題に上がりましたが、消防本部、また、消防本部が所管してないところは市町村の事務局がやるようになりますが、手当の個人支給については、県内において既に開始している市町村もあるというのが実態でございます。

(委員長)

ありがとうございます。そうしますと、こうした流れを受けまして本委員会の次の議論といたしましては、先ほどの報酬費用弁償の支給額表の中にあります団員 1 万 7500 円という年手当。これを国の基準に適合させる方向で議論していくことになろうと思います。ということは当然ながら、班長、部長、副分団長、分団長ぐらいまでも当然、団員の手当との均衡を考える上で議論しなければならないということになりますので、例えば他の自治体、他の消防団の検討状況等も資料ができましたら、次のところまでで、ご提出いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

(事務局)

現在の検討状況となりますと、他の市町村の金額等が未だ出ていないと思います。報酬手当資料の 16 ページ、17 ページを見ていただくと、現在の比較表、県内の各市町村との比較表、あと 17 ページには出雲市と人口・面積が近い市の消防団との報酬の比較を記しておりますが、例えば、17 ページの鳥取市を見てもらうと、既に見直しをしていると思われれます。16 ページから説明しますと、県内すべての市町村の階級ごとの年額報酬を記しております、これについて出雲市は、現時点ではかなり低い方あるということがわかつています。

それと右の方に費用弁償と記しておりますが、国の通知で言う、出動報酬ということに今後なっていくと思います。国は災害出動の 1 日 8,000 円という基準額を提示しておりますが、現時点で 8,000 円という市町村は島根県内にはなく、火災出場では出雲市が一番近いのかなと思います。出雲市は 4 時間 3,700 円としておりますので、一日を約 8 時間で考えると本市は 7,400 円となります。ただし、この他の警戒とか訓練とかその他の出場については、出雲市は一律に 3,700 円としておりますが、他の市町村では、時間とか負担度など、そういったところを考慮して分けているというところもあります。この資料を今後の参考にしていただきたいと思えます。それと表の上に、先ほど説明しました交付税算入額を書いております。これが一つの基準になるのではないかと感じておまして、鳥取市は丸々同じ額となっております。他の市町村との比較について説明は以上です。

◆資料：島根県内市町村別消防団員報酬比較（報酬・手当資料 P.16）

◆資料：人口及び面積の近い市の消防団員報酬比較（報酬・手当資料 P.17）

(委員長)

ありがとうございました。ということは出雲市の消防団、団員さんと話をすると「金のためにやってない。」と皆さん言って下さいますが、他市に比べれば、大変安かったということで、もう少し何とかしなければならぬだろうということだろうと思います。それでは委員の皆様、私からのお願いですが、こうした別表等詳細な資料を頂戴しておりますが、どうもこの 16 ページ 17 ページあたりの資料を、ご覧いただいて、それを出雲市としてどうあ

るべきなのだろうかという部分について、次回、それぞれ意見を持ち寄っていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(E 委員)

先ほど事務局から、消防団も色々な管理や費用もあるということの面もありますので、実際は出場手当等を何に使っているのかを皆さんに知っていただかないと議論できないと思います。

基本的には私もこの個人給付があって、個人給付のことについて団員の皆さんに話したら、それは嫌だと言っています。みんな貰うことは嬉しいけれど、では、団の維持のために、一旦皆さんに渡すから、もう 1 回その維持費をくださいという話をしたのですが、それは勘弁してくれ、そうだったら初めから持っていてくれという意見がありました。

それからもう一つは、幽霊団員という話もありました。うちは、幽霊団員という考え方は無いのですが、連絡がしっかり取れて、ただ単純に仕事の都合で出なければしかたないという考えですけど、そうした時に、顔を出さない者にどんどんお金だけ入るのは、他の団員からは、少し胸の中で、わだかまりがあるというのは確かです。

実際に管理費、何があるのかと言うと、ポンプも積載車もすべてのものを、それからポンプ小屋も全部与えられているというのがあるのですが、実際には、この間から始まったNHKの受信料も取られますし、例えば小さいところは、トイレトペーパーとか、ゴミ袋とか、この時期は草刈もして、しなくてはいけない色んなことがあります。そこで実際には出場手当、今示されましたが、出場手当の対象を示されましたが、出場手当が出ない活動も非常に多いです。今は縦の繋がりの話は非常に多かったですけど、地域の中で横の繋がりがあり、逆に、おそらく 6 割以上を占めているのではないかと思っています。そういう中での消防団としての活動の時に、団として費用を、昼の弁当代とか、今日はせっかくの休みに出たから、こういう行事は大切だから 3,000 円ずつ皆さんに出しますよっていうことはやっています。

各分団、各地域によって現状は違います。そういうのはある程度、何年か前にヒアリングを受けていますので、おそらく消防本部か団本部で資料ができていますと思いますので、それも参考にこの場で提示された方が、現状としてわかりやすいのではないかなと思いましたので意見を述べさせてもらいました。

(委員長)

ありがとうございました。実際の現場での率直な意見ということで、そうした部分もあるのかなというふうに考えます。確かに指揮命令系統以外の活動が多岐にわたっている部分もあろうかと思っています。その辺りも含めまして、次回で議論させていただきたいというふうに思います。

(E 委員)

もう1点ありました。火災活動の時に、どうしても飲まず食わずではいられませんので、地区によっては炊き出し、各町内からの災害対策費で出されると思いますが、何故か何年か前からうちは分団が全部出すようになって、買い出しも、分団幹部が行くような状況になっていますので、そういう地域差もあります。そういう現状も踏まえて、いろんなことを考えていかななくてはいけないと思っております。

(委員長)

そうした、なかなか我々の表面に出てこない、具体の活動部分について事務局から何か資料提出されますか。

(事務局)

現在、分団の運営費というところは、国から予算措置するよう通知もあっておりますが、公的なお金をどこまで出すかということで、各分団の調査させていただきました。市から、そういった運営費について、幾らが出すようには検討しております。

ただ、消防としての活動というところはできても、先ほど言われたような、それ以外の地域のところまで、これを市が出すかということになると、また話が違ってきて、その辺が非常に問題であると認識しております。

(委員長)

わかりました。ありがとうございます。すべてをさらけ出して、まな板の上に上げるというのは、かなり困難な部分もあろうかと思っておりますので、先ほど E 委員の言われましたトイレトーパー代などというのは、コミュニティ消防センターの維持管理に関わる雑費みたいな場合でございますので補足いたします。

予定の時間になって参りました。本日の議論は大体これぐらいのところとしまして、次回、第2回委員会のスケジュールを設けたいと思っておりますが、候補がありましたら事務局からお願いいたします。

(事務局)

第2回の委員会につきましては、事務局といたしましては9月末とスケジュールの方にしておりましたが、9月議会が終わった後の月末に開催したいというふうに考えておまして、まず第1候補として28日、こちらに開催したいと思っております。

(委員長)

9月28日ということですが、皆様ご都合いかがでしょうか。

(D 委員)

第 2 回目は、かなり突っ込んだ議論が必要になってくるのではないかと思います。白熱した議論も出てくるだろうし、時間もかかるのではないかと思います。例えば、3 時ぐらいとか。

(委員長)

議論の内容が実は相当に詰めた議論になると長時間に渡りそうな気がするのも事実です。事務局としては、例えば D 委員の意見のように 3 時開催ということで何か不都合がありますか。

(事務局)

事務局としましては、3 時開催でよろしいです。開催時間に、事務局として制限はないです。午前中でも、日中でも、夕方でもよろしいです。皆様のご都合がよろしければ。

(委員長)

皆さんにお仕事がおありでしょうが、昼からでも差し支えなければ、例えば、午後 3 で大丈夫でしょうか。(異議なし)

(委員長)

いつまでも、延々とやるわけにもいきませんから、まとめるべきところでは、まとめていきたいと思います。それでは 9 月 28 日火曜日、午後 3 時から、場所は消防本部 3 階の会議室ですか。

(事務局)

次回からの開催は基本、消防本部の 3 階の会議室で行いたいと思っております。開催時間や場所は、次回の開催案内と一緒に送らせていただきますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

それでは、大変長時間にわたりまして、積極的にご議論いただきましてありがとうございました。次回開催は 9 月 28 日午後 3 時、消防本部でということで、ご案内があるということでございます。次回から少し詰めた議論になろうと思いますが、資料にお目通しいただいたご意見とともにご参加いただきますように、お願いいたしまして、第 1 回の委員会を閉じたいと思います。本日は、皆さん大変ありがとうございました。